

○松山衛生事務組合公告式条例

制 定 昭和 41 年 6 月 23 日条例第 2 号

改 正 昭和 45 年 12 月 25 日条例第 2 号

(目的)

第 1 条 地方自治法第 16 条の規定に基づく公告式はこの条例の定めるところによる。

(条例の公布)

第 2 条 条例を公布しようとするときは、公布文及び年月日を記入して、その末尾に組合長が署名しなければならない。

2 条例の公布は、この組合を組織する市町村役場に掲示して行なう。

(規則に関する準用)

第 3 条 前条の規定は、規則その他公告、告示を要するものに準用する。

(その他の機関の規則等の公表)

第 4 条 第 2 条の規定は、その他組合の機関の定める規則及び規程で公表を要するものに準用する。この場合において、同条中「組合長」とあるのは「当該機関または当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

付 則

この条例は、昭和 41 年 4 月 2 日から施行する。

付 則 (昭和 45 年 12 月 25 日条例第 2 号)

この条例は、昭和 46 年 4 月 1 日から施行する。